

**東日本大震災の復興における  
都市政策と健康・医療・福祉政策の連携  
及びコミュニティ形成に関する  
ガイドライン  
〔参考資料編〕**



東日本大震災の復興における都市政策と健康・医療・福祉政策の連携  
及びコミュニティ形成に関するガイドライン  
〔参考資料編〕

〔目次〕

■第1章「はじめに」関連

参考資料1	健康・医療・福祉関連施設 一覧	… 1
-------	-----------------	-----

■第2章「本格復興時における都市政策と健康・医療・福祉政策の連携」関連

参考資料2	健康・医療・福祉のサービスを統合した多機能型の施設の事例	… 6
参考資料3	公共公益施設と連携した多機能型施設の事例	…13
参考資料4	公共交通施設と連携した多機能型施設の事例	…15
参考資料5	「津波被災地における民間復興活動の円滑な誘導・促進のための土地利用調整のガイドライン（平成23年7月22日）」の抜粋	…16
参考資料6	サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、コレクティブハウジングの事例	…17
参考資料7	たまり場となる空間の整備事例	…25
参考資料8	交通不便地域における多様な移動手段例の制度概要	…28
参考資料9	道路の移動等円滑化整備ガイドラインにおける基準の概要	…30
参考資料10	健康づくりにも配慮した道路空間整備の事例	…31

■第4章「都市政策と健康・医療・福祉政策の連携の進め方」関連

参考資料11	産学官の連携による取組事例	…34
参考資料12	PFI等の事業手法による健康・医療・福祉施設の整備事例	…35
参考資料13	パーソナルサポート、コミュニティ形成支援員に関する事例	…36



参考資料 1 健康・医療・福祉関連施設一覧

◆ガイドライン本編で対象とする主な健康施設<sup>1</sup>

区分	施設の例
公共健康施設	市町村立体育館、プール、テニスコート など
民間健康施設	フィットネスクラブ、スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフ練習場 など
その他（広義の健康増進施設）	温浴施設、公園、広場、歩道・散策路等 など

◆医療施設

区分	種別	根拠法令	定義、年齢・身体要件等	内容等
医療施設	病院	医療法第1条の5第1項	ベッド数が20床以上の医療施設	広域基幹病院その他の病院があり、脳卒中の地域連携種別として急性期（広域基幹病院）、回復期・維持期（病院）、ガンの地域医療連携種別として計画管理病院、退院外来（その他病院、外来診療所、在宅医療のかかりつけ医）などに分かれる。
	診療所・歯科診療所	医療法第1条の5第2項	ベッド数が20床未満の医療施設	
	在宅療養支援診療所	平成18年3月6日保医発第0306001号	24時間体制で往診や訪問看護を実施する診療所	平成18年度医療法改正で新設された。緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保している医療機関であり、自宅でのターミナルケアや慢性疾患の療養等への対応が期待される。

◆高齢者福祉施設<sup>2</sup>(1/5)

区分	種別	根拠法令	定義、年齢・身体要件等	内容等
介護保険入所施設	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）【第1種】	老人福祉法第20条の5、介護保険法第8条第24項	要介護1～要介護5	介護を必要とする人に対し、食事や入浴、健康管理など生活全般にわたる介護サービスを提供する施設である。
	介護老人保健施設【第2種】	介護保険法第8条第25項	要介護1～要介護5	介護を必要とする人に対し、看護、医学的管理の下に介護、機能訓練、必要な医療及び日常生活上の世話などの介護サービスを提供して、その自立を支援し、家庭への復帰を目指す施設である。

<sup>1</sup> 健康づくりのための施設についてより広義に捉えている内閣府「体力・スポーツに関する世論調査(平成21年9月)」における施設分類と例示を参考に、表を作成した。

<sup>2</sup> 表中においては、社会福祉法に基づく第1種社会福祉事業を【第1種】、第2種社会福祉事業を【第2種】と示す。表記のない施設は社会福祉事業に該当しない施設である。なお、第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業の違いについては、5ページに示す。

◆高齢者福祉施設(2/5)

区分	種別	根拠法令	定義、年齢・身体要件等	内容等
介護保険入所施設	介護療養型医療施設	介護保険法第8条第26項	要介護1～要介護5	病院等の療養病床や老人性認知症疾患療養病床の全部又は一部を介護保険法に基づき知事が指定した施設で、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練ほか必要な医療等のサービスを提供する。平成18年の医療制度改革における療養病床再編により平成23年度末までに廃止の方向であったが、その期限が平成29年度末までに猶予された。
	地域密着型サービス	老人福祉法第20条の5、介護保険法第8条第20項	要介護1～要介護5	入所定員が29人以下の特別養護老人ホームである。(特別養護老人ホームを参照)
介護保険居住系サービス施設	特定施設	介護保険法第8条第11項	要支援1～2を対象とする予防給付と要介護1～5を対象とする介護給付に分かれる	有料老人ホームやケアハウス、高齢者向け住宅のうち、都道府県から介護保険制度の「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている施設である。(有料老人ホームを参照)
	地域密着型サービス	老人福祉法第5条の2第6項及び介護保険法第8条第18項	要支援1～2を対象とする予防給付と要介護1～5を対象とする介護給付に分かれる	認知症の高齢者に対して、共同生活住居(ユニット)で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう介護サービスを提供する施設である。
	地域密着型特定施設	介護保険法第8条第19項	要支援1～2を対象とする予防給付と要介護1～5を対象とする介護給付に分かれる	介護保険法において、「地域密着型特定施設」とは、定員29人以下の小規模な有料老人ホーム、その他厚生労働省令で定める施設である。一般の特定施設と同様に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話などのサービス、機能訓練及び療養上の世話を行う。(有料老人ホームを参照)

◆高齢者福祉施設(3/5)

区分	種別	根拠法令	定義、年齢・身体要件等	内容等
介護保険短期入所サービス施設	老人短期入所施設(短期入所生活介護)【第2種】	老人福祉法第20条の3、介護保険法第8条第9項	要支援1～2を対象とする予防給付と要介護1～5を対象とする介護給付に分かれる	要介護者を短期間入所させて入浴・排せつ食事の介護その他日常生活上の世話と機能訓練を行う施設で、「ショートステイ」と呼ばれる。利用者の心身の機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
介護保険通所サービス施設	老人デイサービスセンター(通所介護事業所)【第2種】	老人福祉法第20条の2、介護保険法第8条第7項	要支援1～2を対象とする予防給付と要介護1～5を対象とする介護給付に分かれる	食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などの介護サービスを日帰りで提供する施設である。主なサービス内容は、機能訓練指導員の計画に沿った日常動作訓練やレクリエーションなど他の人との交流などである。
	地域密着型サービス	老人福祉法第20条の2、介護保険法第8条第16項	要支援1～2を対象とする予防給付と要介護1～5を対象とする介護給付に分かれる	上欄の老人デイサービスセンターに加えて、認知症対応型通所介護は、認知症の症状の進行を緩和させるための目標を設定し、サービスを提供する施設である。
介護保険多機能型施設	地域密着型サービス	老人福祉法第5条の2第5項及び介護保険法第8条第17項	要支援1～2を対象とする予防給付と要介護1～5を対象とする介護給付に分かれる	事業所への「通い」サービスを中心に、必要に応じて「宿泊」サービスや「訪問」サービスを行い、利用者の24時間の生活を支援する施設である。
介護保険訪問系サービス事業所	介護保険訪問系サービス事業所(訪問介護・訪問入浴介護、訪問看護・訪問リハビリ)	介護保険法第8条の各項目	要支援1～2を対象とする予防給付と要介護1～5を対象とする介護給付に分かれる	ヘルパーステーション、訪問看護ステーションなどである。訪問介護・訪問入浴介護、訪問看護・訪問リハビリ等、ヘルパーや看護師等が自宅を訪問して行うサービスを行う事業所である。
	地域密着型サービス	介護保険法第8条の各項目	要支援1～2を対象とする予防給付と要介護1～5を対象とする介護給付に分かれる	夜間対応型訪問介護、平成24年度からスタートする定期巡回・随時対応型訪問介護看護である。ヘルパーや看護師等が自宅を訪問して行うサービスを行う事業所である。
その他の介護保険サービス事業所	その他の介護保険サービス事業所(居宅療養管理指導、福祉用具、住宅改修)	介護保険法第8条の各項目	要支援1～2を対象とする予防給付と要介護1～5を対象とする介護給付に分かれる	居宅療養管理指導、福祉用具、住宅改修等のサービスを提供する事業所である。

◆高齢者福祉施設(4/5)

区分	種別	根拠法令	定義、年齢・身体要件等	内容等
相談支援施設	地域包括支援センター <sup>3</sup>	介護保険法第115条の第45項	—	介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的継続的ケアマネジメントを実施する施設である。地域包括ケアの核として期待されている。市区町村に1か所もしくは日常生活圏域ごとに設置される。単独で、もしくは施設等併設で設置される。
	在宅介護支援センター【第2種】	老人福祉法第20条の7の2	—	高齢者福祉に関する総合相談の機能を持つ施設である。在宅で介護を受ける高齢者やその家族と居宅介護サービス事業者や施設等との連絡調整を総合的に行う。
老人福祉施設	養護老人ホーム【第1種】	老人福祉法第20条の4	65歳以上で心身・環境・経済上の理由で自宅で養護を受けることが困難な方	地方公共団体および社会福祉法人によって設置される。介護保険サービスではなく、地方自治体の措置施設である。そのため、入所判定委員会を経て、入所が決定する。
	軽費老人ホーム【第1種】	老人福祉法第20条の6	家庭環境や住宅事情などのために自宅で生活することが困難な高齢者。60歳以上（夫婦であればどちらかが60歳以上）	A型、B型、C型ケアハウスと呼ばれる施設である。A型は給食つき、B型は自炊の違いがあるが、いずれも自立の方が対象であり介護が必要になると退去となる。これに対して、C型（ケアハウス）はA型と同じシステムであるが、介護が必要になってもそのまま入居を続けられる。
	生活支援ハウス	平成12年9月27日付老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知	60歳以上（夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上）	身体機能の低下、高齢による独立した生活に不安が認められ、家族介護ができない方が利用できる施設である。主に生活相談や緊急時対応。要介護認定を受けたら、一般住宅と同じように居宅サービスを受けることができる。
	有料老人ホーム	老人福祉法第29条第1項	65歳以上の高齢者もしくは高齢者と同居者世帯	生活施設であり、介護保険の適用の有無、介護サービスの内容に応じて、「介護付き」「住宅型」「健康型」の3タイプに分けられる。入居には利用権方式や賃貸借方式、終身建物賃貸借方式などの契約形態がある。このうち介護付きは介護保険の特定施設入居者生活介護である。特定施設は介護保険事業計画の参酌標準（総量規制）があったが、第5期介護保険事業計画から撤廃される。

<sup>3</sup> 地域包括支援センターの設置・運営（老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号）について、市町村は、地域の実情に応じた圏域を設定して地域包括支援センターを設置する。圏域は、市町村の人口規模、業務量、運営財源、専門職の人材確保の状況、地域における保健福祉圏域（生活圏域）との整合性を考慮して、センター機能が最も効果的・効率的に発揮されるように設定される。



◆高齢者福祉施設(5/5)

区分	種別	根拠法令	定義、年齢・身体要件等	内容等
高齢者向け住宅	シルバーハウジング	厚生労働省老健局長通知、国土交通省住宅局長通知	自立した65歳以上(夫婦のどちらかが65歳以上)の高齢者	公的賃貸住宅(地方公共団体、都市機構、住宅供給公社)において、高齢者等の生活特性に配慮した住戸、緊急通報システムならびに生活援助員(LSA:ライフサポートアドバイザー)による日常生活支援サービスの提供をあわせて行われる住宅である。住戸は単身用と世帯用があり、住戸要件は25㎡以上。付帯施設として生活相談・団らん室等がある。
	サービス付き高齢者住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律	60歳以上の単身高齢者もしくは高齢者と同居者(配偶者・60歳以上の親族で知事が認める者等)	高齢者専用賃貸住宅と高齢者優良賃貸住宅制度が変わり新設された制度によって登録された住宅である。公的もしくは民間賃貸住宅に整備される。住戸要件は25㎡以上で・居間・食堂・台所その他の住宅の部分で共同利用できる場合は18㎡以上、段差のない床、手すりの設置、廊下巾の確保などが定められている。安否確認、生活相談を受ける者が日中常駐し、常駐しない場合は緊急通報システムによって対応する。

◆第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業について<sup>4</sup>

	第1種社会福祉事業	第2種社会福祉事業
内容	利用者(の心身の健康の保持及び生活の安定等)への影響が大きいため、経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業(主として入所施設サービス)である。	比較的用户者(の心身の健康の保持及び生活の安定等)への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い事業(主として在宅サービス)である。
経営主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営主体は、行政及び社会福祉法人が原則。施設を設置して第1種社会福祉事業を営もうとするときは、都道府県知事等への届出が必要。</li> <li>その他の者が第1種社会福祉事業を営もうとするときは、都道府県知事等の許可を得ることが必要。</li> <li>個別法により、保護施設並びに養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置主体は、行政及び社会福祉法人に限定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営主体についての制限はない。すべての主体が届出をすることにより事業経営が可能。</li> </ul>

<sup>4</sup> 厚生労働省ホームページ「社会福祉事業と社会福祉法人制度」より抜粋。

## 参考資料2 健康・医療・福祉のサービスを統合した多機能型の施設の事例

施設名称	<b>多機能型複合施設 南風ん風 (はえんかぜ)</b>		
事業主体	熊本県天草市 NPO法人ひと・学び支援センター熊本	場所	熊本県天草市牛深町 3275-11
趣旨	天草市は少子高齢化が進む中で、内閣総理大臣から平成 19 年度に地域再生計画の認定を受け、「国庫補助を受けて整備された公立学校の廃校校舎の転用の弾力化」を行い、廃校となった中学校の校舎を高齢者福祉施設、地域福祉支援センター、コレクティブハウスの機能を持つ施設として活用している。		
特徴、工夫点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天草市においては、財政力指数 0.258、経常収支比率 98.2%と財政が逼迫しており、新たにこのような施設を建設することは市の財政状況においては非常に困難な状況であった。</li> <li>・そのため、NPO 法人等を含めた民間活力を念頭に置いた既存施設の利用が不可欠であった。</li> <li>・「NPO法人ひと・学び支援センター熊本」は、天草市から廃校校舎を無償で借り受け、施設全体の管理運営を行っている。</li> </ul>		
出典	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多機能型複合施設 南風ん風 パンフレット</li> <li>・首相官邸地域再生本部ホームページ「地域再生計画の認定申請において」(<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/sinsei.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/sinsei.html</a>)</li> </ul>		

### 概要

#### 1. 施設概要

	施設名	用途	利用内容
1階	高齢者福祉施設	福祉サービス	認知症デイサービス
		生きがづくりセンター	作業所
2階	地域福祉支援センター	地域サロン	会議・PC室・図書室等
		絵本ギャラリー	子ども交流事業
3階	コレクティブハウス	地域交流室	コミュニティレストラン
		高齢者支援住宅	個室4室

#### 2. 施設整備の経緯と事業手法、事業費等

- ・県下最大の漁業地区である天草市牛深地区では、少子高齢化が進行し要介護高齢者へのケアが課題となっていたが、要介護高齢者のケアに対応できる施設が不足していた。一方、小・中学校の統廃合により廃校校舎が増加しており、有効な活用策を講じる必要があった。その中で天草市は、平成 17 年 3 月に廃校になった天附中学校を高齢者福祉施設、地域福祉支援センター、コレクティブハウスからなる多機能型複合施設として活用することとし、平成 20 年 6 月に開設した。
- ・天草市は施設の構想を立案し、平成 19 年度に地域再生法に基づき内閣総理大臣から地域再生計画の認定を受けた。さらに「補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化（文部科学省）」、「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進における「地域介護・福祉空間整備等交付金（厚生労働省）」という特別措置を受けた。
- ・1階を認知症デイサービスセンターとして活用するために、既存トイレのバリアフリー化や空き教室等を浴室・食堂へ改修した。工事にあたり、地域介護・福祉空間整備等交付金の 7,000 万円が活用されている。天草市は浄化槽回収分として 1,800 万円を出している。また、その他の改修については、施設の運営を天草市から委託されている「NPO法人ひと・学び支援センター熊本」の資金 3,000 万円によって行われている。

## 「南風ん風」フロアマップと機能



### 3F コレクティブハウスフロア

ひとり暮らしが困難になった高齢者を地域で支えるための共同住宅として利用します。住み慣れた地域でいつまでも暮らすことを支援します。多目的学習室は主に地域間交流促進のため、また見晴らしのよいレストランはコミュニティビジネスのアンテナショップと位置づけ、誰でもレストランシェフとして活躍していただくことが出来ます。



### 1F 福祉サービスフロア

認知症サービスをはじめとする地域密着型の介護施設です。居宅介護支援事業所や訪問介護事業を併設し、介護全般に対する相談や介護予防のための「元気バレーン体操」開催、地元の食材を活かした配食のサービスなどを、地域のニーズに応じて展開します。また生きがいづくりセンターでは、高齢者や障がい者の生きがいを支援していきます。



### 2F 地域福祉支援フロア

生涯学習や市民活動を支援するためのフロアです。パソコン室・会議室(2室)・調理実習室はどなたでも利用することが出来ます。生きがいづくりのための生涯学習や趣味のサークル活動、ボランティア支援など、活動拠点がある利便性を追求することができます。絵本ギャラリーは親子交流のためのスペースです。旧中学校の図書室で利用されていた本がそのまま残されています。また、会議室1には子どもたちの「お別れメッセージ」が保存されています。



<b>施設名称</b>	<b>クオレハウス</b>		
<b>事業主体</b>	合同会社クオレの会	<b>場所</b>	山形県鶴岡市
<b>趣旨</b>	クオレハウスは、鶴岡市の中心市街地にある本町銀座商店街に位置する。医療・福祉サービスが付帯する高齢者向け賃貸住宅のほか、居住者向けの食堂や多目的室、蔵座敷などの共用スペースが配置されている。また、共用スペースを地域の人が使えるようにすることで、施設が地域の拠点となることや、入居者が地域の人と交流することを意図している。		
<b>特徴、工夫点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住者が事業計画への参加や出資を行うコーポラティブ方式を採用しており、入居者を事前に募集することで事業リスクを低減している。</li> <li>・中心市街地に立地しているため、日常生活に必要なもののほとんどが歩いて手に入る。</li> <li>・三井家蔵座敷、広場、茶寮「遊」は入居者と地域の人との交流空間として、様々な催しに活用されている。</li> <li>・朝食を提供しないことで、居住者が自ら商店街に買い物に行くことにつながっている。これによって、居住者が部屋に閉じこもることを防ぐこととともに、運動にもなることをねらいとしている。</li> </ul>		
<b>出典</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クオレハウspanフレット</li> <li>・LLPを活用したシニア住宅事業のコーディネート（平成18年3月／鶴岡銀座元気シニア住宅研究会）：一般財団法人ハウジングアンドコミュニティ財団ホームページ (<a href="http://www.hc-zaidan.or.jp/publish/llp/LLP2005_3.pdf">http://www.hc-zaidan.or.jp/publish/llp/LLP2005_3.pdf</a>)</li> </ul>		

## 概要

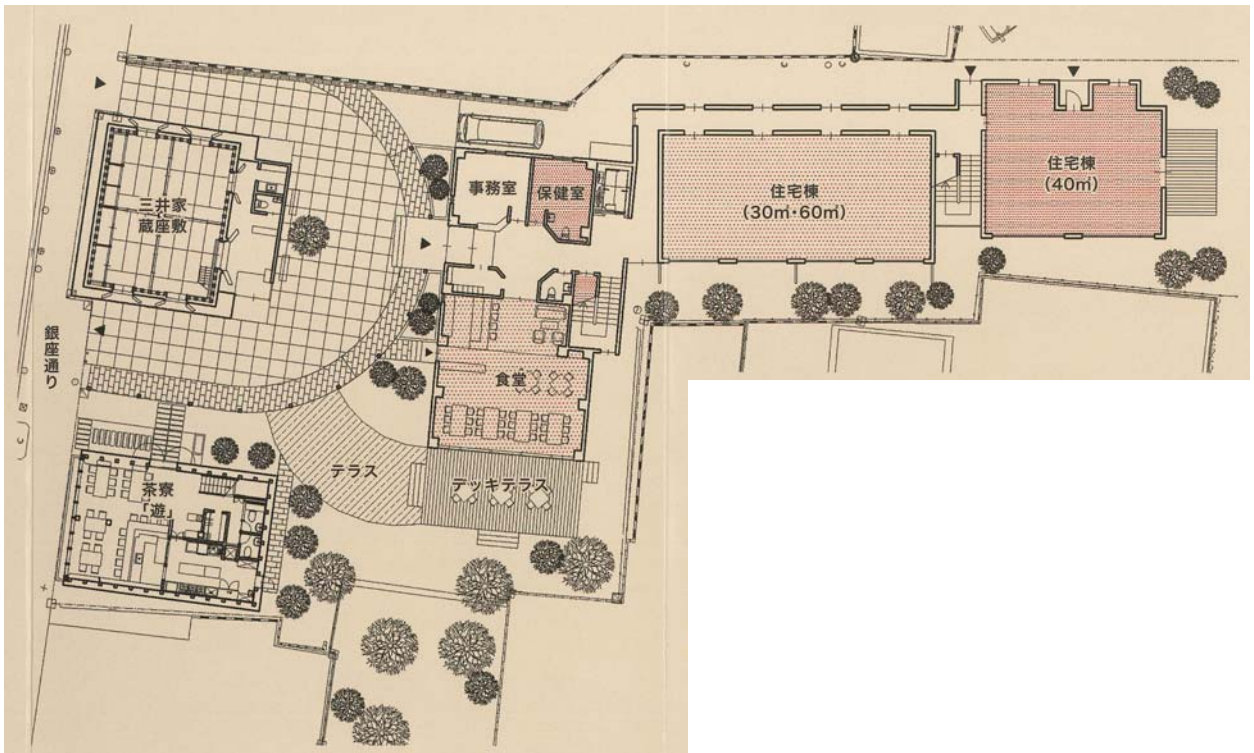
### 1. 施設概要

- ・クオレハウス  
住宅棟：高齢者向け賃貸住宅21戸（4階建て）＋オーナーハウス  
〔30㎡14戸（単身向け）、40㎡6戸（単身～2人向け）、60㎡1戸（2人向け）〕  
各部屋施設：ミニキッチン、風呂、トイレ、洗濯機置場、収納スペース  
共用施設：食堂、男女別共用風呂、ゲストルーム（多目的室）、保健室、洗濯コーナー等
- ・三井家蔵座敷、広場、茶寮「遊」（郷土料理店）

### 2. 施設整備の経緯と事業手法、事業費等

- ・クオレハウスは、鶴岡銀座商店街の活性化計画の一つとして平成11年から検討が始まり、平成12年からは市と早稲田大学が協働で研究を行っている。
- ・平成20年7月の「鶴岡市中心市街地活性化基本計画」では、「目標3 まちなか居住の環境づくり」の中で「銀座クオレハウス整備事業」が位置づけられている。
- ・移転した「医療法人なごみの会」の病院跡地の活用について、土地所有者と有志による有限責任事業組合LLPが、都心に元気に住むという基本理念に共鳴する入居希望者を募り、専門家が支援する勉強会・ワークショップを繰り返し、その像を明確にしていくという試みを行った。
- ・入居予定者が一時金を出資し、合同会社（LLC）が事業化と運営を担った。創業は平成21年4月である。
- ・高齢者向け賃貸住宅の居住者には、外部診療所と提携した医療サービス、緊急通報サービス、年2回の健康診断、食事指導などの健康相談が提供される。食事は自分で作ることが原則だが、希望すれば茶寮「遊」から昼食・夕食の配食サービスが受けられる。
- ・総事業費は約5億円である。蔵座敷と広場の整備は、経済産業省の戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金の約1,000万円を活用している。

クオレハウスの全体像と住宅の平面図



<b>施設名称</b>	<b>健軍くらしささえ愛工房</b>		
<b>事業主体</b>	熊本県、NPO 法人おーさぁ	<b>場所</b>	熊本県栄町 2-15 県営健軍団地 1 階
<b>趣旨</b>	熊本県は、商店街に隣接した県営住宅の 1 階に、地域の多様な人が集まる拠点を建設した。公募により決定した NPO 法人が地域の人々との協働で運営しながら、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、ニート対策、ボランティア人材育成などを行っている。		
<b>特徴、工夫点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営施設を有償で貸し付ける方式をとることで、県にとっては運営費等の支出を伴わず、貸付料による収入の確保も可能となっている。一方で民間団体にとっても、一度に高額な投資（土地、建物等の確保）を必要としないことから、事業開始へのハードルが低くなっている。</li> <li>・現在、健軍くらしささえ愛工房は、24 時間 365 日のサービス提供を行っており、いつでも誰でもが気軽に集える地域の拠点として、健軍団地の住民にとどまらず、健軍地域の住民が広く利用している。</li> </ul>		
<b>出典</b>	健軍くらしささえ愛工房パンフレット 熊本県ホームページ ( <a href="http://www.pref.kumamoto.jp/site/engawa/kengunkurashi.html">http://www.pref.kumamoto.jp/site/engawa/kengunkurashi.html</a> ) 総務省平成 18 年度地方行政改革事例集（事例集の「2. 地域協働 13 事例」より） ( <a href="http://www.soumu.go.jp/iken/070328_jirei.html">http://www.soumu.go.jp/iken/070328_jirei.html</a> )		

## 概要

### 1. 施設概要

#### ■施設概要

整備内容	基本施設
① くらし安心処（約 650 ㎡） 先駆的な在宅福祉サービスを開発・普及するための複合在宅福祉サービスセンター	食堂及び機能訓練室、静養室、相談室談話室、厨房、浴室、脱衣室、トイレ、デイサービス・ホームヘルパー事務室
② 地域の縁がわ（約 350 ㎡） 誰もが気軽にサービスを利用したり、参加できる多機能地域福祉スペース	プレイルーム、ほふくルーム、授乳室喫茶スペース、交流スペース、トイレ

#### ■サービス内容

##### 【くらし安心処】

- ・小規模多機能型居宅介護、通所介護／地域生活支援事業（日中一時支援 B 型）
- ・配食サービス

##### 【地域の縁がわ】

- ・子育て支援（利用時間：9 時～17 時、対象年齢：0 歳～未就学）
- ・喫茶おーさぁ／くまもと若者サポートステーション（若者の就職を応援）  
※同法人で健軍商店街の空き店舗を活用による福祉ショップを 2 店舗運営している。

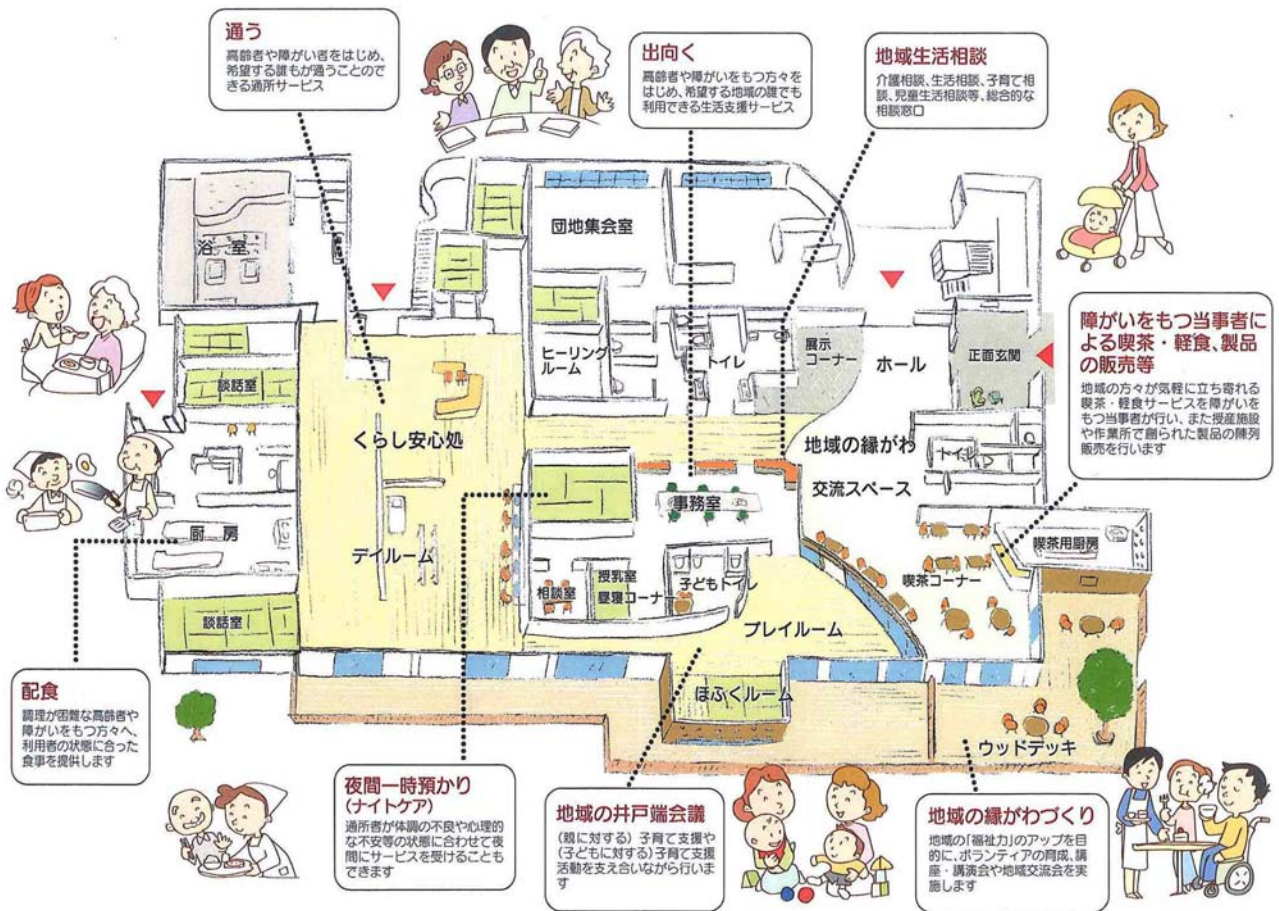
### 2. 施設整備の経緯と事業手法、事業費等

- ・熊本県では、高齢者、障がい者、子どもなど、誰もがいつでも気軽に集い、いろいろな人とふれあい、交流しながら支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」づくりを推進している。そのモデルとして、熊本県は県営住宅の 1 階に福祉サービスを行うための施設を建設した。
- ・企画提案で公募により決定した「NPO 法人おーさぁ」を中心に、地域住民等とのパートナーシップのもとに運営され、高齢者の小規模多機能型居宅介護や、子育て中の方への交流の場の提供、障がい者が働く喫茶サービスなどの提供が行われている。
- ・県は初期整備費に関して補助を行っている。その後の運営にあたっては、NPO 法人が県から施設を借り受け、施設・駐車場の賃料を負担しながら運営している。
- ・また、地域再生計画の認定を受け、ボランティアや商店街等との連携による若者の居場所づくり等、



新たな福祉サービスの提供や人材育成などに取り組んでいる。

### 健軍くらしささえ愛工房の機能



施設名称	医療モール		
事業主体	各主体	場所	全国
趣旨	<p>医療モールとは、複数の医療機関（診療科目）が集まることにより、利用者が複数診療科目を受診できる施設のことをさす。複数の医療機関が集積することにより、医療機関としては、各医療機関が専門性を生かす事によって質の高い医療を提供することができる他に、単独開業より認知度が高まりやすい等のメリットがある。</p> <p>医療モールには医療機関のみで構成されているもの、併設施設を持つもの、駅近くに立地しているものなど多様であるが、駅前や併設施設があれば利用者が医療機関以外の他の用事も済ませることができるというメリットがある。</p>		
出典	調剤薬局アイセイ薬局ホームページ ( <a href="http://www.aisei.co.jp/">http://www.aisei.co.jp/</a> ) 各医療モールホームページ		

## 概要

### 医療モールの例

名称	所在地	医療機関数（診療科）	立地、施設の特徴
アルファメディカルモール	香川県 高松市	5機関（歯科、小児科、内科、産婦人科、耳鼻咽喉科）	1階にスーパーマーケット（中に調剤薬局も出店）、2階が医療モール JR栗林駅から徒歩6分
川口駅前医療モール	埼玉県 川口市	6機関（眼科、小児科、内科・外科・消化器科・循環器科、歯科、耳鼻咽喉科、整形外科）、薬局	1～4階に医療モール、調剤薬局、郵便局、託児所、理容室 5階以上は住宅 JR川口駅から徒歩4分
北山田クリニックセンター	神奈川県 横浜市 都筑区	6機関（小児科、内科、耳鼻咽喉科、眼科、歯科、整形外科）、薬局	港北ニュータウン内 横浜市営地下鉄グリーンライン「北山田駅」から直結の商業モールの1階
メディカルモール・たまプラザ	神奈川県 横浜市 青葉区	5機関（内科、産婦人科、歯科、皮膚科、精神科）、薬局	東急田園都市線のたまプラザ駅から徒歩2分 医療モール単独
下総中山クリニックファーム	千葉県 船橋市	8機関（内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、心療内科、整形外科、歯科、小児）	JR下総中山駅から徒歩1分の複合商業施設の4階にある。同じフロアにデイサービスセンターもある。
白井クリニックファーム	千葉県 白井市	3機関（内科、整形外科、小児科）、薬局	鎌ヶ谷大仏駅から徒歩15分 医療モール単独

「白井クリニックファーム」外観



「北山田クリニックセンター」外観





### 参考資料3 公共公益施設と連携した多機能型施設の事例

施設名称	マイホームはるみ（高齢者福祉施設） 晴海中学校 晴海保育園		
事業主体	中央区	場所	東京都中央区
趣旨	中央区が公立の保育園、中学校と、特別養護老人ホーム等を複合施設として整備している。隣接地には小学校も立地しており、子どもと高齢者が交流しやすい場となっている。		
特徴、工夫点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に開かれた世代交流型の施設となり「子どもが来やすく、生活のにおいがするまちの中での老後を」という高齢者の願望に応えることができている。</li> <li>・また、子どもたちにとっても、身近に高齢者を見て交流することにより、他人を思いやる気持ちをはじめとした、豊かな人間性が育まれることに貢献している。</li> </ul>		
出典	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイホームはるみホームページ (<a href="http://www.san-ikukai.or.jp/chuo/harumi/">http://www.san-ikukai.or.jp/chuo/harumi/</a>)</li> <li>・NPO 法人東京中央ネット、中央区のまちづくり (<a href="http://www.tokyochuo.net/meeting/town/shisetsu/harumi.html">http://www.tokyochuo.net/meeting/town/shisetsu/harumi.html</a>)</li> </ul>		

#### 概要

##### 1. 施設概要

・施設は口型の平面をした一つの建物である。保育園は1階の一部に、地下1階から地上4階部分では晴海中学校と高齢者福祉施設が併設されている。

##### ■公立保育園の概要（晴海保育園）

・昭和45年に開園した区内5番目の公立保育園で、平成3年7月に現在地に移転した。

##### ■公立中学校の概要（晴海中学校）

・昭和43年開設した中央区立第三中学校が、平成3年7月に現在地へ移転した。移転に合わせて校名を変更している。

##### ■高齢者福祉施設（マイホームはるみ）の概要

・指定管理者である社会福祉法人賛育会が運営している。  
 ・特別養護老人ホーム（80床、短期入所専用8床）、高齢者在宅サービスセンター（デイサービス）、はるみ訪問介護ステーション（24時間巡回型ホームヘルプサービス、ナイトサポート）の機能を有している。

#### フロア構成

#### マイホームはるみ

	7F	中学校
	6F	中学校
	5F	中学校
在宅サービスセンター	4F	中学校
特別養護老人ホーム・訪問介護	3F	中学校
特別養護老人ホーム	2F	中学校
食堂・事務室等	1F	保・中
駐車場	B1	中学校

## 2. 施設整備の経緯と事業手法、事業費等

- ・住み慣れた地域の中で老後を送ることが、高齢者にとって望ましいという考えに基づき、1986年（昭和61年）に中央区内初の特別養護老人ホーム建設計画が策定された。
- ・東京都の「臨海部副都心開発計画」に関連して、晴海地域のまちづくりとの整合性を図りながら、晴海の一定街区に区の公共施設を集中的に配置することとなり、特別養護老人ホーム、保育園、中学校を複合施設として整備し、隣接地に小学校を整備した。
- ・1989年（平成元年）に工事着工し、1991年（平成3年）に竣工した。
- ・複合化するにあたっては、特に以下の3点に留意された。
  - ①地域に開かれた世代交流型の複合施設として「子供が来やすく、生活のにおいがするまちの中で老後を」という高齢者の願望に応える。
  - ②子供たちが身近に高齢者を見て交流することによって、他人を思いやる気持ちをはじめとした豊かな人間性の涵養という教育面への配慮を図る。
  - ③特別養護老人ホームを低層部に設け、利用者の安全性を確保する。
- ・同一敷地に晴海中学校・晴海保育園を含み、3つの施設の合築となっている。特別養護老人ホームの入居者と保育園児、中学校生徒との3世代交流が行われている。
  - ①保育園での毎月の誕生会、クリスマス会、運動会などに高齢者を招待
  - ②マイホームはるみでの敬老祝で園児が歌や演奏等を披露
  - ③中学校の入学式、卒業式、文化祭、運動会等に高齢者を招待
- ・各施設の整備費は、以下の通りである。

マイホームはるみ	9,063,972 千円
晴海中学校	5,131,351 千円
晴海保育園	613,001 千円

相互交流の様子



施設の中庭「ふれあい広場」はイベントに使用される



#### 参考資料4 公共交通施設と連携した多機能型施設の事例

<b>施設名称</b>	ハートホーム東野・ハートヴィレッジ東野（明知鉄道東野駅舎に併設した高齢者複合福祉施設）		
<b>事業主体</b>	恵那市、医療法人恵雄会、明知鉄道株式会社	<b>場所</b>	岐阜県恵那市 明知鉄道東野駅
<b>趣旨</b>	第3セクターである明知鉄道の東野駅の駅舎に、高齢者複合福祉施設「ハートホーム東野・ハートヴィレッジ東野」が併設されている。鉄道会社にとっては賃貸料の増収、訪問者等の集客への期待というメリット、福祉施設運営者にとってはコミュニティの中核であり、アクセスがよい環境で運営できるというメリットがある。		
<b>特徴、工夫点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅というコミュニティの中核で福祉施設を運営することにより、地域に認識されやすい。</li> <li>・鉄道・車のどちらも利用することができ、交通の便は良い立地環境である。</li> <li>・明知鉄道にとっては、毎月の賃貸料が増収となり、高齢者福祉施設で働く職員、訪問客等の利用が増えるという利点がある。</li> </ul>		
<b>出典</b>	恵那市ホームページ ( <a href="http://www.city.ena.lg.jp/">http://www.city.ena.lg.jp/</a> ) 空間通信 ( <a href="http://www.fantastics.co.jp/index.htm">http://www.fantastics.co.jp/index.htm</a> )		

#### 概要

##### 1. 施設概要

- ・開設：平成20年12月
- ・建築面積446.93㎡、建築延面積1,327.83㎡
- ・1階：小規模多機能型居宅介護施設「ハートホーム東野」、職員用託児所「キッズルームこころ」、東野駅の待合所・トイレ
- ・2～3階：高齢者専用賃貸住宅「ハートヴィレッジ東野」（25室）

##### 2. 施設整備の経緯と事業手法、事業費等

- ・建設にあたっては、明知鉄道が医療法人恵雄会に東野駅の土地約345坪を賃貸した。恵雄会はその土地に、鉄骨造地上3階建の高齢者福祉施設を駅舎設備と合わせて建設した。駅舎部分は、恵雄会が明知鉄道に無償貸与する形を取っている。駅舎の日常の清掃管理は恵雄会が行っている。
- ・「恵那市第3期老人保健福祉計画・介護保険事業計画（平成18年3月）」においては、東野駅が位置する大井・長島地区に、小規模多機能型居宅介護を1箇所整備することが位置付けられていた。これにより「ハートホーム東野」の整備にあたっては、恵那市が厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等交付金の1,500万円を申請し、その補助が活用された。
- ・職員用託児所については、医療法人恵雄会が（財）21世紀職業財団の助成金約1,300万円を受け、施設整備に活用するとともに、保育士の賃金に関しても同財団の補助金を10年間受けている。

施設と明知鉄道



待合室



参考資料5 「津波被災地における民間復興活動の円滑な誘導・促進のための土地利用調整のガイドライン（平成23年7月22日）」の抜粋

津波被災地における民間復興活動の円滑な誘導・促進のための土地利用調整のガイドライン	
<b>抜粋</b>	<p>2 先行的に開発を集約的に誘導・促進するエリアの迅速な明確化</p> <p>1) 土地利用の用途に応じた立地と安全度の考え方</p> <p>②土地利用を居住系と業務系に大別し、それぞれ、以下のような考え方に沿って設定する。</p> <p>イ（省略）</p> <p>ロ 住宅、病院、福祉施設等に関連する居住系の土地利用は、一般的には海岸線から内陸側に順次被災リスクが逓減すると考えられることから、津波リスクが最も低い内陸側のエリアから誘導・調整することを基本とする。その際、公共交通サービスとの関連性や、土砂災害等の危険性がある地域においては、その災害リスクにも配慮する必要がある。なお、浸水のリスクがあるエリアにおいても、建築物の耐浪性や避難機能に関する条件と組み合わせて設定することも考えられる。</p> <p>特に自力で避難することの困難な災害時要援護者が滞在する病院、福祉施設等については、原則として、津波浸水シミュレーション等による検証によって、最大クラスの津波高でも浸水しないエリアに誘導・調整することを基本とする。</p>
<b>出典</b>	国土交通省「津波被災地における民間復興活動の円滑な誘導・促進のための土地利用調整のガイドライン」平成23年7月

参考資料6 サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、コレクティブハウジングの事例

<b>制度名称</b>	<b>阪神・淡路大震災時のグループ募集等</b>		
<b>事業主体</b>	兵庫県、神戸市	<b>場所</b>	兵庫県内
<b>趣旨</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阪神・淡路大震災では、「ふれあいセンター」の設置やボランティアによる懸命の支援活動により、応急仮設住宅においてもコミュニティが形成されつつあった。この貴重な人間関係を災害復興公営住宅に移行できないかとの意見が多く出され、これを具体化したものが「グループ募集」であった。</li> <li>・災害復興公営住宅の入居の際には一世帯ごとの応募が原則であったが、これにより10人以下のグループでの応募が可能になった。</li> <li>・また、大規模団地でのソーシャルミックスに配慮し、神戸市では「コミュニティ育成優先枠」を設け、高齢者だけでなく若年層の入居も促進した。</li> </ul>		
<b>特徴、工夫点</b>	<p><b>【兵庫県等、グループ募集制度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設住宅からの住み替えは、高齢者等にとっては再度のコミュニティ構築となることから、一般公営住宅では全国で初めて「グループ募集」「コレクティブハウジング」「ペット飼育可能な公営住宅」などが実施された。</li> <li>・「グループ募集」は、1997年3月26日の第3次募集で導入された新制度で、仮設住宅の入居者同士が複数のグループを組んで同じ団地に入居する募集形態のことである。</li> </ul> <p><b>【神戸市、コミュニティ育成優先枠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市は、住宅団地の活性化のため、高齢者だけではなく若年世帯の入居も促進し、ソーシャルミックスを図ることを目的としてコミュニティ育成優先枠を設定した。</li> </ul>		
<b>出典</b>	<p>内閣府HP、阪神・淡路大震災教訓情報資料集  <a href="http://www.bousai.go.jp/linfo/kyoukun/hanshin_awaji/index.html">http://www.bousai.go.jp/linfo/kyoukun/hanshin_awaji/index.html</a>          阪神・淡路大震災の概要及び復興（神戸市、平成23年1月）  <a href="http://www.city.kobe.lg.jp/safety/hanshinawaji/revival/promote/index.html">http://www.city.kobe.lg.jp/safety/hanshinawaji/revival/promote/index.html</a></p>		

### 1. グループ募集制度の概要

- ・1997年3月26日の災害復興公営住宅の第3次募集で導入された新制度であり、仮設住宅の入居者同士が10～2人のグループを組んで同じ団地に入居する形態を取っている。
- ・第3次募集では、県営8団地1,088戸、神戸市営100戸、西宮市営738戸で試験的に実施された。
- ・グループ募集については、県営尼崎水堂高層住宅414戸に対してグループの申込件数が2件（全て5世帯グループ）あったほか、神戸市営北舞子第4住宅100戸に対してグループの申込件数は4件（全て2世帯グループ）、西宮市営西宮浜4丁目住宅344戸に対して6件（2世帯グループが5件、3世帯グループが1件）、西宮市営西宮島須町1丁目住宅394戸に対して9件（2世帯グループが8件、4世帯グループが1件）であった。

### 2. 神戸市、コミュニティ育成優先枠

- ・阪神・淡路大震災による災害公営住宅の入居者の募集にあたって、神戸市は、以下のような配慮を行った。
  - ①一元募集の実施：被災者の利便性に配慮し、兵庫県・神戸市・UR・住宅供給公社の入居者募集を一元化
  - ②仮設住宅入居者枠：募集戸数の一定割合（6～8割）を優先枠設定
  - ③社会的弱者優先枠：年齢や障害の程度に応じて優先枠、優先順位を設定
  - ④グループ募集：仮設住宅で形成されたコミュニティ維持配慮
  - ⑤コミュニティ育成優先枠：住宅団地の活性化のため、高齢者だけではなく若年世帯の入居も促進し、ソーシャルミックスを図ることを目的として設定



施設名称	ココファン日吉（サービス付き高齢者向け住宅（自立・介護併設））		
事業主体	株式会社 学研ココファン	場所	神奈川県横浜市港北区
趣旨	ココファン日吉は、介護事業所等を併設したサービス付き高齢者向け住宅である。入居時に介護を必要としない高齢者を対象とした「自立型」と、入居時に介護が必要な人、退院後の住まいを探している人を対象とした「介護型」の2種類の住宅がある。		
特徴、工夫点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段差の解消や手すりを設置するなど、バリアフリーに配慮した建物としている。また、建物内に介護事業所やクリニック・調剤薬局を配置することで、高齢者が安心して暮らせるようにしている。</li> <li>・また、学習塾をテナントに入れることにより、高齢者と子ども、地域住民との多世代交流拠点を狙っている。</li> </ul>		
出典	ココファン日吉パンフレット		

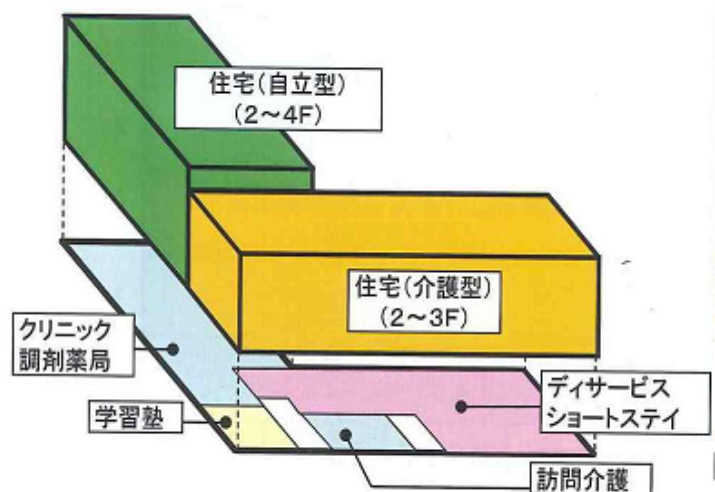
## 概要

### 1. 施設概要

- ・敷地面積約 3,370 m<sup>2</sup>、延床面積約 5,158 m<sup>2</sup>、RC造4階建て
- ・サービス付き高齢者向け住宅以外に、訪問介護、通所介護、短期入所、居宅介護支援、学習塾（テナント）、クリニック・調剤薬局（テナント）が併設。
- ・2010年3月1日開設 ※土地をURより賃借。
- ・賃料：自立型 10.5万円～・介護型 7.5万円～
- ・居室：自立型 34.65 m<sup>2</sup>～・介護型 18.08 m<sup>2</sup>～
- ・入居者：介護型 1室1名（57戸）・自立型 1室2名（24戸<1人入居可>）
- ・構造規模：RC造4階建・1人用60戸・2人用21戸
- ・室内設備：電磁調理器・給湯・エアコン・照明・ウォシュレット・BSデジタルインターネット・収納・ナースコール・相談インターホン・車椅子対応キッチン、洗面所、浴室（自立型のみ）
- ・共用設備：大浴場個人用浴室・リフト付浴場・ストレッチャー対応エレベータ・食堂

### 2. 施設整備の経緯と事業手法、事業費等

- ・UR都市機構が賃貸住宅である南日吉団地の建替えによって生じた敷地に、団地居住者や地域住民も利用可能な高齢者住宅・施設の整備を公募し、株式会社 学研ココファンを選定した。同社は、UR都市機構から土地を賃借し、サービス付き高齢者向け住宅（自立型、介護型）、介護サービス、クリニックが入った施設を平成22年3月に開設した。
- ・団地の建て替えに伴い、周辺にはUR賃貸住宅（909戸）、保育園、地域包括支援センター、分譲マンション等が整備されている。



施設名称	サポートセンター撰田屋（グループホーム等）		
事業主体	社会福祉法人長岡福祉会高齢者総合ケアセンターこぶし園	場所	新潟県長岡市撰田屋5丁目126-5
趣旨	事業主体である社会福祉法人は、介護が必要になっても「できる限り現在の生活を継続する」ことを目指したサービスの拠点である「サポートセンター構想」を推進し、あわせて本体の特別養護老人ホームの入所者を地域に戻すサテライト型居住施設を展開してきた。「サポートセンター撰田屋」はその拠点のひとつとして建設され、今回紹介するグループホームを含む、サテライト型居住施設（小規模特養）、小規模多機能型居宅介護、地域交流スペース、キッズルームなどで構成されている。これらの施設は地域の介護サービス拠点であると同時に、高齢者が地域住民とともに暮らし、交流するための拠点ともなっている。		
特徴、工夫点	<ul style="list-style-type: none"> <li>サポートセンター撰田屋は、民間の宅地開発と一体的に整備され、住宅地である周辺環境とも調和のとれた、低層の施設・住宅群で構成されている。</li> <li>施設は小規模多機能型居宅介護からグループホーム、小規模特養まで地域密着型の各種サービスで構成されているが、地域包括ケアの理念に基づき、サービスに住まいを位置づけ、サテライト居住施設（小規模特養）やグループホームを配置した点が特徴である。</li> <li>サポートセンター1階の地域交流スペースにはラウンジやカフェコーナーがあり、地域住民の訪問を促し、交流への配慮がなされている。</li> </ul>		
出典	こぶし園ホームページ、グループホーム撰田屋資料		

## 概要

### 1. 施設概要

- 敷地面積約 2,383 m<sup>2</sup>
- サポートセンター撰田屋 平屋建/建築面積 737 m<sup>2</sup> 2010年7月開所  
（サポートセンターは、小規模老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護、グループホームから構成）  
地域密着型小規模老人福祉施設（定員20名、建築面積536 m<sup>2</sup>）  
設備：居室（個室）、共同生活室、ホール、  
特殊浴槽、一般浴層、厨房等  
小規模多機能型居宅介護（登録人数25名、建築面積201 m<sup>2</sup>）  
設備：ラウンジ、個室（6室）、地域交流室（キッズルーム、カフェテラス）
- ◎認知症高齢者グループホーム（定員9名）、建築面積278 m<sup>2</sup>、延床面積558 m<sup>2</sup>、2011年4月開所  
RC2階建て/グループホームの2階はユニバーサルハイツ（高齢者住宅）（10室）  
設備：居室、畳コーナー、交流スペース兼食堂、浴室・脱衣室、洗面所 等

### 2. 施設整備の経緯と事業手法、事業費等

- 施設は、JR信越本線・上越線宮内駅（長岡市）から800mのところであり、自動車学校の跡地を利用した低層戸建ての住宅市街地の中に建設されている。本施設の敷地を含む地区計画においては、当該地区は緑豊かで良好な住環境の形成の保持が目標となっている。施設もこの周辺環境に調和した意匠が施されている。
- 設計と建設にあたっては地域包括ケアに理解のある民間業者と連携し、土地建物の賃貸借を受けて事業を実施している。





施設名称		兵庫県営片山ふれあい住宅(コレクティブハウジング)	
事業主体	兵庫県	場所	兵庫県神戸市長田区片山町
趣旨	阪神・淡路大震災に対応して建設された災害復興公営住宅であり、震災後の応急仮設住宅で高齢一人暮らしの孤立死が多発したことから、高齢者同士が助け合うことを想定してコレクティブハウジングが導入された。		
特徴、工夫点	<p>・安否の確認、緊急時の対応などのサービスを行う生活援助員（L S A）を配置しているシルバーハウジングであり、そこに共同ふれあい空間が付随している。</p> <p style="text-align: center;">「ひょうご復興コレクティブハウジング」の機能</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #0070c0; color: white; width: 150px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold; color: white;">シルバーハウジング</p> <p style="font-size: 0.8em; color: white;">LSA（ライフサポートアドバイザー）による相談や、緊急通報システム等のサービスが付帯した住宅</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ff9900; color: white; width: 150px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold; color: white;">共同ふれあい空間</p> <p style="font-size: 0.8em; color: white;">居間・食堂・台所 図書コーナー 洗濯コーナーなど。</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; background-color: #00b050; color: white; width: 150px; text-align: center;"> <p style="font-size: 0.8em; color: white;">新しい住まい方 ひょうご復興 コレクティブハウジング ひょうごふれあい住宅</p> </div> </div> <p>・また、住戸については、ガラス入の玄関引き戸による廊下空間との交流、建具の引き戸化などの配慮がされている。また、将来的には間仕切壁の移動等により車椅子対応も可能となっている。</p>		
出典	ひょうご復興コレクティブハウジングパンフレット（兵庫県）		

## 概要

### 1. 施設概要

- ・平成9年8月入居開始
- ・住宅：全戸シルバーハウジング、戸数6戸、L S A住宅1戸  
 単身者用（Sタイプ）、6戸、1DK：専用面積28㎡  
 共同空間：53㎡
- ・共用リビング、キッチン、和室（集会所）、管理人室（生活援助員（LSA）空間）、共用トイレ、オープンな洗濯コーナー、エレベータ設置等

### 2. 施設整備の経緯と事業手法、事業費等

- ・阪神・淡路大震災の被災者は、65歳以上の世帯が42%、そのうち単身世帯が51%（平成8年3月応急仮設住宅入居者調査／兵庫県：出典による）と高齢者が多く、震災後の仮設住宅で高齢一人暮らしの孤立死が多発した。そのため、災害復興公営住宅への入居に関しても従前地や応急仮設住宅でのコミュニティを継続できるように、また早期に新たなコミュニティが形成されるように、高齢者が共同生活を行う「コレクティブハウジング」が導入された。
- ・建設費は121,108千円であり、そのうち70,989千円（補助対象額94,652千円の3分の2）が激甚災害指定による国庫補助である。他にコレクティブハウジングの共同居住空間の備品購入費として阪神・淡路大震災復興基金から200千円の助成を受けている。

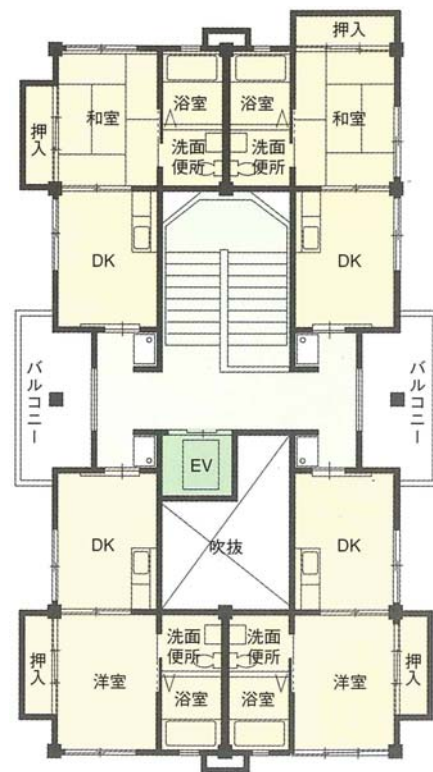
共用空間の様子



1階平面図



2階平面図



施設名称	ゴジカラ村・多世代交流住宅「ぼちぼち長屋」(シェアハウスなど)		
事業主体	ゴジカラ村役場株式会社 社会福祉法人愛知たいようの杜	場所	愛知県長久手市
趣旨	「ぼちぼち長屋」はゴジカラ村の「大家族の風景の相似」という考え方を街中で試みた施設であり、多世代が共に暮らす寄宿舎として運営されている。1階には介護が必要な高齢者が住み、2階には若い女性が住んでいる。1階には、ヘルパーステーション事務所が併設され、24時間の介護が受けられる。		
特徴、工夫点	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃貸住宅とヘルパーステーション事務所が一緒になった施設であり、多世代が集まって暮らす寄宿舎として運営されている。</li> <li>建物の構造を、1階のリビングを通らないと2階の個室に行けないようにすることで、若い女性と高齢者の交流が図られるように意図している。なお、若い女性の家賃は月60,000円だが、高齢者との交流や長屋の運営に協力をすると家賃の一部が免除される。</li> </ul>		
出典	ゴジカラ村ホームページ ( <a href="http://gojikaramura.jp/show/index">http://gojikaramura.jp/show/index</a> )		

## 概要

### 1. 施設概要

- ・名古屋市営地下鉄東山線の藤が丘駅から徒歩8分の場所にある。
- ・1階には介護を受ける高齢者が住み、2階には若い女性が住んでいる。
- ・賃貸住宅はゴジカラ村役場株式会社が管理しており、ヘルパーステーションは社会福祉法人愛知たいようの杜が運営している。

#### ■高齢者向け居室

##### 【部屋】

6畳1間、部屋数：13部屋

##### 【入居条件】

- ・介護保険の認定者／おおむね介護度1以上
- ・認知症、又は軽度で問題行動などのない方
- ・居住地は問わない

##### 【料金】

- ・敷金：155,000円、礼金：155,000円
- ・家賃：65,000円／月 運営費：50,000円
- ・月食費：40,000円／月
- ・介護サービス利用料（※介護度別：およそ1割負担分）：日用品費・電話通話料・新聞等
- ・長屋の共用部分（トイレ、浴室、廊下、リビング）は、各棟「床暖房」。

#### ■若い女性向け居室

##### 【部屋】

6畳1間、ユニットバス、トイレ、ミニキッチン、押入れ  
部屋数：4部屋（長屋2階部分）

##### 【家賃】

家賃：60,000円／月 共益費：2,000円／月  
敷金：62,000円 礼金：62,000円

※高齢者や長屋へ協力した場合、家賃の一部免除。

##### 【入居条件】

- ・高齢者とのふれあいに積極的な若い女性
- ・仕事内容は問わない など



## 2. 施設整備の経緯と事業手法、事業費等

- ゴジカラ村は、代表の吉田氏が生まれ育った雑木林を子どもたちに残すために、1981年に私有地に幼稚園をつくったのが始まりである。現在では、広さ1万平米程度の雑木林の中に、特別養護老人ホーム、ケアハウス、幼稚園など複数の福祉施設などがあり、多世代が暮らす場であり「大家族の風景の相似形」という考え方で運営されている。
- 社会福祉法人愛知たいようの杜は、高齢者が気軽に入居できる施設が町内に不足していると考えていた。2003年に、土地所有者が施設を建設し、ゴジカラ村役場株式会社が施設を賃借した。「ぼちぼち長屋」をゴジカラ村役場株式会社が、ヘルパーステーションを社会福祉法人愛知たいようの杜が運営している。
- 1階に介護が必要な高齢者が住み、2階に若い女性が住んでおり、多世代交流が理念となっている。
- 介護サービスは、入居者各々のケアマネジャーが立てたケアプランに基づき、介護保険の在宅サービスが提供される他、同施設内にはヘルパーステーション事務所があり、1階のリビングには24時間ヘルパーが常駐しており、介護を受けることができる。

## 参考資料7 たまり場となる空間の整備事例

<b>施設名称</b>	ふれあいサロンあざみ スペース・わ		
<b>事業主体</b>	志木市	<b>場所</b>	ふれあいサロンあざみ：埼玉県志木市中宗岡 スペース・わ：埼玉県志木市志木ニュータウン地区
<b>趣旨</b>	一人になりがちな高齢者が孤立することを防ぐため、気軽に立ち寄ることができる、ゆるやかなたまり場を設けた。ボランティアグループによるスタッフが話し相手等になり、訪問者の「居場所」となる場づくりが行われている。		
<b>特徴、工夫点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の特徴として、①市内の空き店舗を活用、②国、県の補助制度も導入、③市内2カ所（での開設）、④運営はボランティア団体としている。</li> <li>・「街なかふれあいサロン」の取組により、①高齢者の「一日誰とも話さなかった」という状態を予防、②地域における支え合いによる高齢者の仲間づくりの推進、③ボランティア活動による介護予防、④地元商店街の商業振興の4つの効果が期待されている。</li> <li>・施設の設置は市が行ったものの、運営する団体を探すことに苦心した。「スペース・わ」については、社会福祉協議会が主催するボランティア養成講座修了者のうち、問題意識を持った有志により運営委員会が組織された。「あざみ」については、店舗所有者が問題意識を持ち、所有者がもつネットワークで問題意識のある人々が集い、運営委員会が組織された。</li> <li>・県の補助を活用すべく補助メニュー一覧の中から一つずつ調べ、県の担当者と何度か相談した。当該補助金は主に商工会やNPO法人が対象であったが、市町村が対象となった数少ない例となった。</li> <li>・県の補助を活用する際の条件が、「空き家・空き店舗を活用すること」「専任のスタッフを置くこと」「相談窓口を設けること」等複数あり困難を伴ったが、店舗所有者等様々な人々の協力もあり実現できた。</li> </ul>		
<b>出典</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・志木市ホームページ (<a href="http://www.city.shiki.lg.jp/51,24414,351,1129.html">http://www.city.shiki.lg.jp/51,24414,351,1129.html</a>)</li> <li>・志木市健康福祉部高齢者ふれあい課記者発表資料（平成22年1月20日）</li> <li>・広報しき 平成22年2月号</li> <li>・柳瀬川駅前専門店街ぺあもーるホームページ (<a href="http://www.pairmall.com/shop/culture/space-wa/interview.html">http://www.pairmall.com/shop/culture/space-wa/interview.html</a>)</li> </ul>		

### 概要

#### 1. 施設概要

##### ■施設概要

- ・施設は両者とも一部屋（50㎡程度）であり、ほか簡易キッチンを設置している。「あざみ」については、多目的トイレおよびまた具合が悪くなった際に少し横になるスペースとして、畳二畳のスペースを設けている。

##### ■活動概要

- ・空き店舗を活用し「街なかふれあいサロン」を市内2カ所に開設。高齢者等に対する「見守り」や「声かけ」等の福祉活動を行っている。高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）が定期的に相談日を設け、専門機関への橋渡し等の活動を行っている。

「ふれあいサロンあざみ」

- ・開所日 一月から土曜日 午前10時から午後4時（ただし、年末年始は休み）
- ・利用料 1回200円（お茶やコーヒー、お茶菓子等のサービスを含む）
- ・運営団体 ーボランティアグループみのりの会

「スペース・わ」

- ・開所日－月・火・水・金・土曜日 午前 11 時から午後 5 時（ただし、年末年始は休み）
- ・利用料－1 回 100 円（お茶のサービスを含む）
- ・運営団体－ボランティアグループ「ダリアの会」

## 2. 施設整備の経緯と事業手法、事業費等

- ・志木市の 65 歳以上の高齢者は、平成 22 年 1 月 1 日現在、約 1 万 3 千人で、高齢化率は、約 19%と、県内の市の中では、比較的若い市であるが、今後、急速に高齢化が進行すると予測されている。
- ・特に、建設から 30 年以上経過した志木ニュータウンは、市内でも高齢化率が一番高い地域で、高齢者の心よりどころとなる場所の設置が急務とされていた。
- ・「居場所のない高齢者」の存在に市が問題意識を持ち、広報等で上記のようなサロンを設けたいと呼びかけたところ、数人の空き店舗の所有者等が応える声をあげ、空き店舗を利用した施設を設けるに至った。
- ・整備には県の「平成 21 年度支え合いまちづくり推進事業補助金」を活用した。補助額は 660 万円であり、この補助金を持って 2 箇所のサロンの整備を行った。内装費および備品購入費等は全てこの補助金で賄った。

「スペース・わ」外観および内部写真





<b>施設名称</b>	<b>国見・千代田のより処 ひなたぼっこ</b>		
<b>事業主体</b>	NPO 法人全国コミュニティライフサポートセンター	<b>場所</b>	仙台市青葉区国見小学校区
<b>趣旨</b>	高齢者、子ども、障がい者などの、誰もが自分らしく地域で暮らし続けられることを目指した地域の集い場として、地域交流サロンや食事会の開催、ホール・小部屋等の貸室、コミュニティハウス（短期滞在施設）の設置、働く場の提供等を行っている。		
<b>特徴、工夫点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下宿屋だった建物を一部改装して開所。現在も賃貸により運営している。</li> <li>・上記ふるさと雇用再生特別基金事業による事業は、地元での雇用を創出する必要があった。地元にてそれまで福祉分野に従事したことがない人も多くいたため、当初は事業を動かしていくことに苦心した。また、現在でも事業の性格上、年中無休・24時間対応を求められるが、スタッフの臨機応変な対応により運営している。</li> </ul>		
<b>出典</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもも、高齢者も、しょうがい者も、誰もが暮らしやすい地域を目指して」(<a href="http://www.pref.miyagi.jp/syahuku/chiikishigen/houkokusyo/clc.pdf">http://www.pref.miyagi.jp/syahuku/chiikishigen/houkokusyo/clc.pdf</a>)</li> </ul>		

## 概要

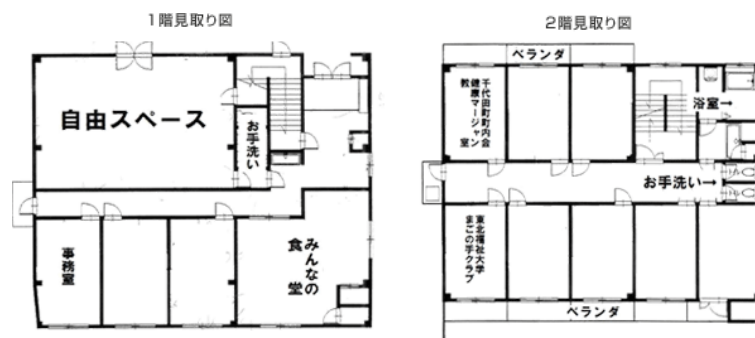
### 1. 施設概要

- ・ホール（自由スペース）、食堂、活動のための小部屋、麻雀ルーム、相談室、マッサージ室（就労支援を兼ねる）、短期滞在のための寝室

#### ■活動内容

- ・集いの場づくり：デイサロン（自由スペースの開放・毎日）、ミニデイ（イベントスペースとしての開放）、お泊り会（要望に応じて）、外出サロン（お花見、日帰り旅行等）
- ・食事会：昼食会（週5回）、配食、夕食会（週1回金曜）
- ・貸室：ホール（1,200円／1時間）、小部屋（500円／1時間）等
- ・一時的な住まいの提供と支援（コミュニティハウス）
- ・働く場の提供：パート（調理スタッフ、介護・看護スタッフ）、講師（料理教室、麻雀教室等）、その他ボランティア
- ・講座の開催：「終末期の医療と介護」「老い支援講座」等のテーマで講座を開催

「国見・千代田のより処 ひなたぼっこ」の平面図



昼食会の様子



### 2. 施設整備の経緯と事業手法、事業費等

- ・NPO 法人全国コミュニティライフサポートセンターが、厚生労働省の補助事業である「ふるさと雇用再生特別基金事業」を用いた仙台市の「企画提案型コミュニティビジネス運営事業」に応募し、助成金を得ることができたことから、本施設を設けるに至った。
- ・上記の補助額は、2,500万円／年（2年半）であった。雇用創出が主目的であったため、その使途は主に雇用したスタッフの人件費とした。

## 参考資料 8 交通不便地域における多様な移動手段例の制度概要

<b>福祉有償運送、過疎地有償運送、福祉タクシーの概要</b>	
<b>制度概要</b>	<p>交通不便地域等における高齢者等の移動手段には、以下のようなものがある。</p> <p><b>【福祉有償運送】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO法人等が要介護者や身体障害者等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価で実施するものである。使用できる自動車は、乗車定員11人未満の自動車であり、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行う。</li> </ul> <p><b>【過疎地有償運送】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO法人等が過疎地域等において、当該地域の住民やその親族等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって輸送を行うものである。</li> </ul> <p><b>【福祉タクシー】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送」のことである。</li> </ul>
<b>出典</b>	<p>国土交通省ホームページ(<a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000007.html">http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000007.html</a>)</p> <p>国土交通省自動車交通局旅客課「福祉有償運送ガイドブック」平成20年</p> <p>国土交通省自動車交通局旅客課「地域における福祉タクシー等を活用した福祉輸送のあり方調査報告書、平成21年3月</p>

### **福祉有償運送、過疎地有償運送の制度概要**

#### ① 制度の概要

- ・ 「福祉有償運送」及び「過疎地有償運送」は、平成18年10月に改正された道路運送法で創設された自家用有償旅客運送の登録制度である。同制度は、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合に、公共の福祉を確保する観点から、市町村バスやNPO法人等によるボランティア有償運送を認めている。

#### ② 登録要件

- ・ 登録の要件としては、バス、タクシー事業者によることが困難であり、地域住民の生活に必要な輸送を確保するため必要であることについて、地方公共団体、バス、タクシー事業者又はその組織する団体、住民等地域の関係者が合意していること、輸送の安全や旅客の利便の確保のために必要な措置を講ずると認められること等とされている。

#### ③ 輸送の安全及び旅客の利便の確保

輸送の安全や旅客の利便を確保のため、以下のような措置などを求めている。

- ・ 運転者の乗務の管理その他の運行の管理を行うこと
- ・ 実費の範囲内であること等の基準に従い、旅客から収受する対価を定め、これを公衆に見やすいように掲示し、又はあらかじめ旅客に対し説明すること
- ・ 自動車への表示その他の適切な情報の提供を行うこと

#### ④ 実施主体、区域等

- ・ 福祉有償運送を行うことができるのは、NPO法人のほか、公益法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会である。
- ・ 運送の区域は、運営協議会の協議が調った市町村を単位とし、旅客の運送の発地又は着地のいずれかが運送の区域内にあることが必要である。

(出典：国土交通省自動車交通局旅客課「福祉有償運送ガイドブック」平成20年)

### **福祉タクシーの概要**

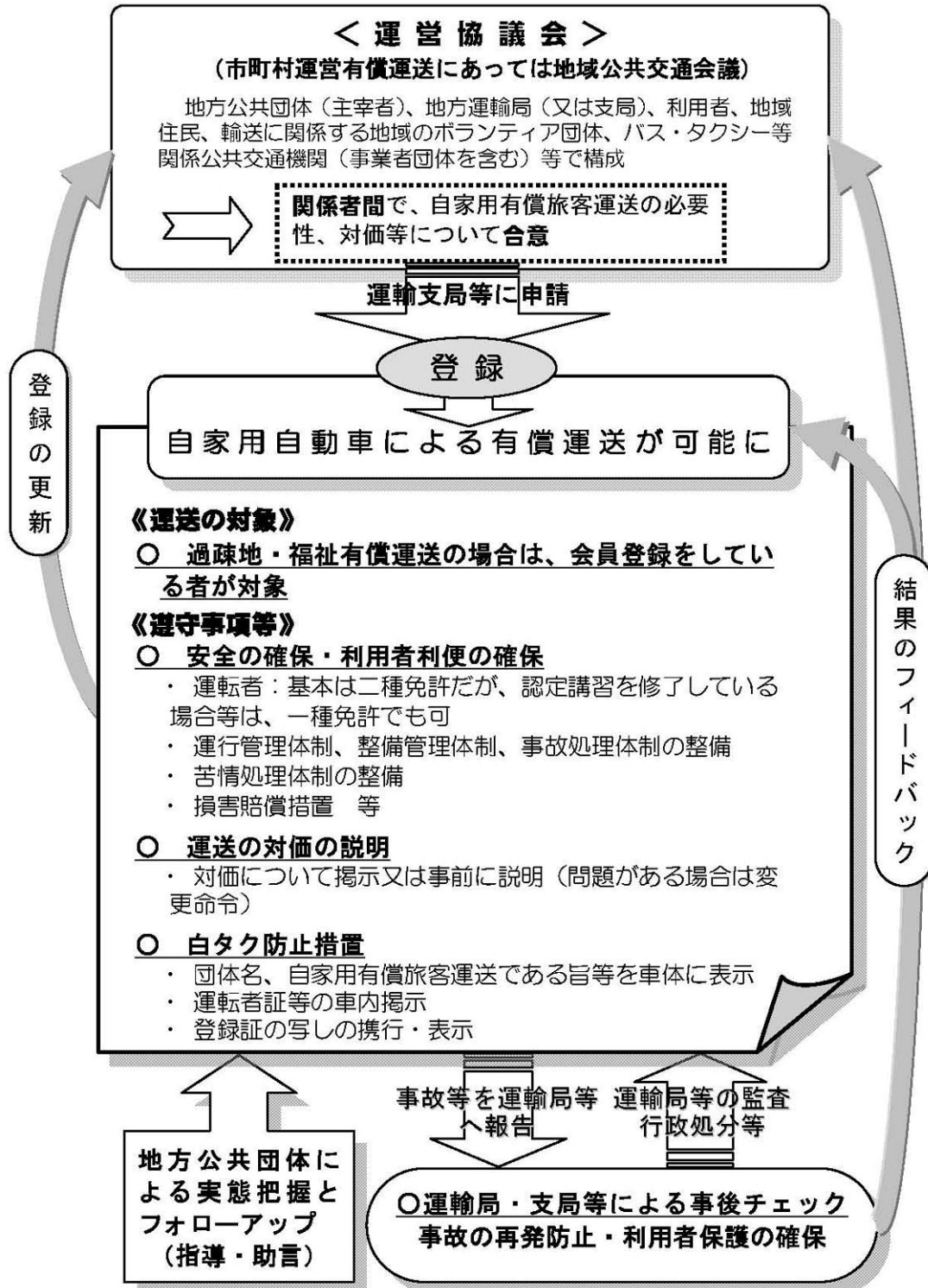
- ・ 福祉タクシーとは、道路運送法に規定される一般乗用旅客自動車運送事業者の許可を受けた一般タクシー事業者または福祉限定タクシー事業者（障がい者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けた事業者）により運営されるものである。



**参考) 福祉輸送の提供方法に関する調査研究資料について**

- ・国土交通省では、福祉タクシー及び福祉有償運送による福祉輸送サービスについて、福祉輸送ニーズの把握方法の検討、運営協議会のあり方等の検討を行い、地域における福祉タクシー等を活用した望ましい福祉輸送を提供するための方法について調査している。
- ・この調査結果については、「地域における福祉タクシー等を活用した福祉輸送のあり方調査報告書」(平成21年3月、国土交通省)として公開されている。

自家用有償旅客運送の概要 (改正道路運送法 [平成18年10月1日施行])



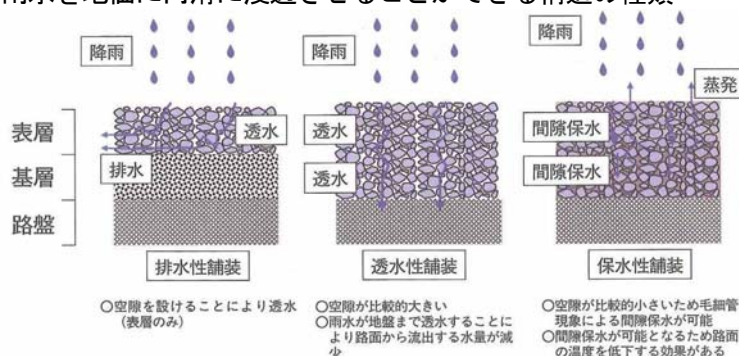
**高齢者などが歩きやすい道路に関する基準等**

**概要** 高齢者などが歩きやすい道路については、幅員や勾配以外にも以下のような要素が「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」において挙げられている。

**【舗装について】**

- ・通行する路面が平坦で、雨天時に置いていても水たまりがないことが必要となるため、歩道等の舗装を、雨水を路面下に円滑に浸透させることができる構造としなければならないとしている。
- ・中でも特に積雪寒冷地における舗装については、凍上のおそれがある場合等について、別途検討が必要としている。

雨水を地価に円滑に浸透させることができる構造の種類



**【歩道構造形式について】**

- ・歩道構造形式について、以下の三つをメリット・デメリットとともに紹介している。
  - フラット : 歩道等面と車道等面の高さが同一で、縁石により歩道と車道を分離する歩道構造
  - セミフラット : 歩道等面が車道等面よりも高く、縁石天端の高さが歩道等面より高い歩道構造
  - マウントアップ : 歩道等面と縁石天端の高さが同一である歩道構造
- ・フラット構造は通行性に優れるが、視覚障害者等にとって歩車道境界の認識がしづらい、廃水処理が難しいという点を指摘している。
- ・マウントアップ構造は排水処理には優れるが、通行性に劣る、すりつけ勾配が発生するため、有効幅員が狭められるという点などを指摘している。
- ・以上より、総合評価としてはセミフラット形式が良いとしている。

**【休憩施設について】**

- ・歩道等には、歩行者の休憩需要に対応するため、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとしている。

休憩施設を設置することが望ましい道路・箇所

道路・箇所	利用例
住宅地内のコミュニティ道路等	立ち話、遊び等
高齢者・障害者等の利用が多い公共施設周辺の道路	休憩、立ち話
遊歩道等、散策やジョギングに利用される道路	休憩、自然とのふれあい等
橋詰のスペース	小休憩、眺望等
商業地等の建物前面のスペース	ウインドウショッピング、小休憩、待ち合わせ等
バス停周辺	バス待ちを兼ねた休憩スペース

**出典** 道路の移動等円滑化整備ガイドライン

参考資料 10 健康づくりにも配慮した道路空間整備の事例

<b>計画名称</b>	<b>厚木市健康・交流のみちづくり実施計画</b>		
<b>計画主体</b>	厚木市	<b>場所</b>	厚木市
<b>施設区分</b>	健康づくり・交流に配慮した道路、ベンチ、サイン等を含む施設		
<b>趣旨</b>	<p>厚木市では、高齢社会の到来等の背景から、歩行者の視点に立った新しいみちづくりとして、河川堤防等を歩行者空間として活用し、市民の健康と交流を支えるみちをつくることを目的として「健康・交流のみちづくり実施計画」を策定している。</p> <p>各ルートについては、歩きやすい舗装や転落防止柵等の安全面の配慮、歩きやすいように休憩施設やベンチの設置、利用者にわかりやすいようサインの設置等を行っている。</p>		
<b>工夫点</b>	<p>・既存の河川敷を利用して、歩きやすいように整備を行っている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>整備前</b></p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>整備後</b></p>  </div> </div>		
<b>出典</b>	<p>厚木市ホームページ「健康・交流のみちづくり実施計画の概要」  <a href="http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/machiit/douro/michidukuri/kenkoukouryuu/p003815.html">http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/machiit/douro/michidukuri/kenkoukouryuu/p003815.html</a></p>		

**概要**

**1. 計画の概要**

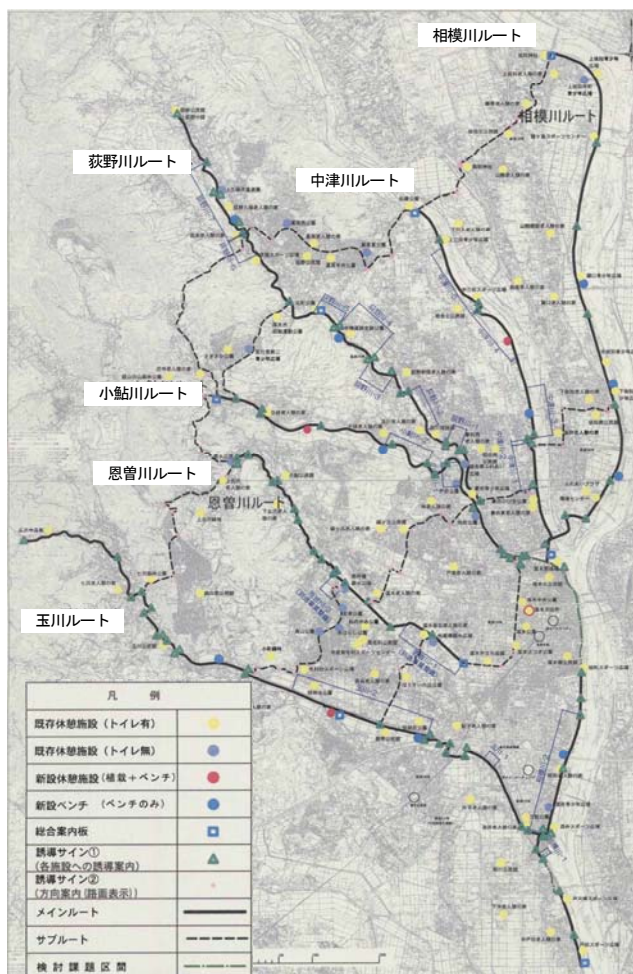
- ・メインルート（6つの河川沿い約52km）は、基本的にアスファルト舗装整備を行うこととしている。
- ・整備にあたっては、安全面に配慮し、必要に応じ転落防止柵や車止めを設置するとしている。さらに舗装整備は、周辺と調和した自然色による「脱色アスファルト舗装」を行うこととしている。



メインルートの舗装



ルートおよび施設整備図



## 2. 施設整備の経緯と事業手法、事業費等

- ・総事業費は 8 億 8,000 万円を予定している。現在進行中のものは、総計画延長 13.5km 中 3.36km (24.5%) である。
- ・上記現在進行中である分の事業費 (※) の内訳は、以下の通りである。  
(※事業費とは、ここでは工事費、測量等委託費および施設整備費 (サインやベンチ等) のことであるが、金額の大半は舗装工事費である)

荻野川 8,100 万 : まちづくり交付金利用 (ただし施設は単費)  
 玉川 3,800 万 : 地域活力基盤創造交付金利用  
 恩曾川 6,800 万、小鮎川 900 万 : 補助利用せず

### 3. 休憩施設・サイン等

#### (1) 休憩施設・ベンチ・植栽

既存の休憩施設間に距離がある場合は、必要に応じ新しく休憩施設等を設置することとし、新設の休憩施設には、高木を植栽しベンチを設置することとしている。

サブルートは、メインルート間の誘導を主たる目的としたサインを設置することとしている。

#### (2) サイン

各ルートへの誘導や文化財施設・公共施設等への案内のため、メインルートの起終点やサブルートとの結節点等にサインを配置することとしている。

メインルートの起点および終点など、多くの案内情報を必要とする箇所には「総合案内板」を設置することとしている。

また総合案内板を補完するものとして、誘導サインを設置することとしている。メインルートには「パネルタイプ」のもの、サブルートは既存道路の歩道部を利用するため、「路面タイプ」のものを設置することとしている。

転落防止柵



ルート沿いの植栽



設置されたベンチ



誘導サイン

(路面タイプ)



誘導サイン

(パネルタイプ)



健康・交流のみちイメージ図



## 参考資料 11 産学官の連携による取組事例

<b>名称</b>	<b>伊達市仮設住宅における ICT を活用した仮設住宅入居者への遠隔健康支援</b>		
<b>事業主体</b>	筑波大学、各企業、福島県伊達市	<b>場所</b>	福島県伊達市
<b>趣旨</b>	伊達市、筑波大学および複数の企業の連携により、福島県伊達市の仮設住宅の入居者の健康増進を支援するプログラムを提供している。市は主に現地にて入居者への対応をする役割、大学は遠隔で送られてくるデータを元に健康を管理する役割、企業は機器やプログラム等を提供する役割を担っている。		
<b>出典</b>	筑波大学ホームページ ( <a href="http://www.tsukuba.ac.jp">http://www.tsukuba.ac.jp</a> ) ( <a href="http://www.tsukuba.ac.jp/public/press/110712.pdf">http://www.tsukuba.ac.jp/public/press/110712.pdf</a> ) ( <a href="http://www.tsukuba.ac.jp/topics/20110912093353.html">http://www.tsukuba.ac.jp/topics/20110912093353.html</a> )		

### 概要

筑波大学、株式会社つくばウェルネスリサーチとスマートウェルネスシティ首長研究会（福島県伊達市、新潟県新潟市、三条市、見附市、茨城県つくば市など 19 都市〈平成 23 年 11 月現在〉）は、「健幸」をまちづくりの中核に位置付ける新しい都市モデル「Smart Wellness City」構想を通して、地域住民が主体的に健康維持・社会参加するためのしくみづくりを支援するプロジェクトを進めてきた。同構成団体は、東日本大震災に際して、伊達市内のグラウンドに建設された福島県飯舘村の応急仮設住宅の入居者に対し、産学官の連携により、健康増進を支援する ICT（Information and Communication Technology）を活用した健康管理・健康支援プログラムを提供している。同プログラムでは、歩数計、血圧計が配布される。入居者は、それらを日々計測し、仮設住宅内の集会所に設置された「健幸ステーション」に持参する。その計測データは、筑波大学附属病院に送信される。筑波大学附属病院の医師は、送られた計測データに基づいて入居者の健康をチェックするとともに、年齢、体力、健康状態に応じた運動メニューを提供する。もし、健康に問題があると認められる場合には、現地の専門スタッフ（市の保健師等で構成）と連携し、速やかに対応する。また、入居者が住宅から集会所へと足を運ぶ機会を提供することで、ひきこもりを防ぐとともに、入居者同士の交流を促し、コミュニティづくりにつなげることも意図している。

### ■協力団体、企業

筑波大学（大学病院）、株式会社つくばウェルネスリサーチ、オムロンヘルスケア株、日本アイ・ビー・エム株、NPO つくば臨床検査教育・研究センター等が連携して、入居者の日々の健康状態、個別プログラムの進捗状況を遠隔で観察しながら、健康管理・健康支援プログラムを提供している。遠隔での観察に基づき、定期的に現地専門スタッフ（市の保健師等）が個別指導を実施する。協力している企業は、コンピュータ・通信関連企業、健康医療機器開発企業等、複数の企業であり、それぞれの得意分野を活かし、計測のための血圧計や体重体組成計、歩数計の供与や、運用のための個人認証ツール（ICカード等）の提供、さらに解析のための情報システムの構築、指導プログラムの支援など、プロジェクトの実施を技術面・運用面から、全面的にバックアップしている。

保健師による健康相談会の様子



仮設住宅住民向け説明会の様子





参考資料 12 PFI等の事業手法による健康・医療・福祉施設の整備事例

施設名称	健康の駅ながおか・高齢者センターしなの		
事業主体	新潟県長岡市、健康の駅ながおか株式会社	場所	新潟県長岡市信濃2丁目
趣旨	長岡市は、所有する旧裁判所跡地において、高齢者のための温浴及びレクリエーション施設「高齢者センターしなの」を計画し、PFI方式で建設及び運営を行っている。		
特徴、工夫点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「健康の駅ながおか」1階にはデイサービスセンターや訪問看護ステーション等の福祉施設、3～5階にはケアハウス（個室30室・夫婦室5室）が併設されており、一つの建物で多数の機能を含む施設となっている。</li> <li>・市の計画施設である「高齢者センターしなの」以外の施設等は、民間事業者の提案により建設されたものである。</li> </ul>		
出典	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康の駅ながおかホームページ (<a href="http://www6.ocn.ne.jp/~kenkoh-n/index.htm">http://www6.ocn.ne.jp/~kenkoh-n/index.htm</a>)</li> <li>・長岡市ホームページ (<a href="http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/kaigo/fukusi/shinano.html">http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/kaigo/fukusi/shinano.html</a>)</li> </ul>		

**概要**

**1. 施設概要**

- ・「高齢者センターしなの」は、2004年に開設した「健康の駅ながおか」の2階部分にあり、大広間（110畳）をはじめ、交流室や貸和室、研修室や食堂・売店などがある。また、大浴場があり、地域の交流の場として利用できる。

■「健康の駅ながおか」の概要

敷地面積：3,584㎡、建築面積2,051㎡、延床面積：5,862㎡

1階	健康増進・介護予防センター（しなの健康倶楽部）、地域交流スペース、デイサービスセンターしなの、ケアプランセンターしなの（居宅介護支援事業所）、こぶし第4訪問看護ステーション（訪問看護）、こぶし24時間ケアサービスステーション（訪問介護）、配食サービスステーションしなの、しなのハートクリニック
2階	長岡市高齢者センターしなの（PFI事業）
3～5階	ケアハウスしなの（個室30室・夫婦室5室）

**2. 施設整備の経緯と事業手法、事業費等**

- ・「健康の駅ながおか」の2階部分に、「高齢者センターしなの」が設置され、PFI方式により「健康の駅ながおか株式会社」によって建設・運営されている。
- ・事業方式はBOT方式であり、民間事業者である「健康の駅ながおか株式会社」が施設等を建設し、維持・管理及び運営している。事業終了後には長岡市に施設所有権を移転する。
- ・市は、選定事業者と締結する事業権契約に基づき、高齢者センター施設の運営を通じて提供されるサービス等に対し、その対価を支払っている。

高齢者センターしなの「大広間」



高齢者センターしなの「大浴場」



参考資料 13 パーソナルサポート、コミュニティ形成支援員に関する事例

計画 名称	「地域支え合い」センター構想
計画 主体	東北関東大震災・協働支援ネットワーク 地域支え合いセンター構想プロジェクト会議
趣旨	「東北関東大震災・協働支援ネットワーク 地域支え合いセンター構想プロジェクト会議」では、復興期における福祉のまちづくりを視野に入れた「地域支え合いセンター」構想を提案している。この「地域支え合いセンター」については、仮設住宅入居者や自宅で被災生活を送る住民の孤立を防ぐとともに、これからの生活復興、まちの復興に向けて、共に支え合い、学び合い、まちづくりに参加し、活動する拠点としている。 同会議では、地域支え合いセンターを仮設住宅地に設置される集会所内に設置し、仮設住宅居住者とその周辺地域の住民（既存町内会等）を含むエリアを基礎単位として、小学校区程度の徒歩圏域を目安に活動を行うことを提案している。また、「地域支え合いセンター」における住民の支え合い、学び合い、まちづくりへの参加は、仮設から復興への移行期においてのみ機能することをねらいとするのではなく、復興後の福祉のまちづくりに継承、発展していくことをめざすことを提案している。
出典	まちづくりを志向した「地域支え合いセンター構想」、東北関東大震災・協働支援ネットワーク 地域支え合いセンター構想プロジェクト会議

**概要**

■地域支え合いセンターの機能

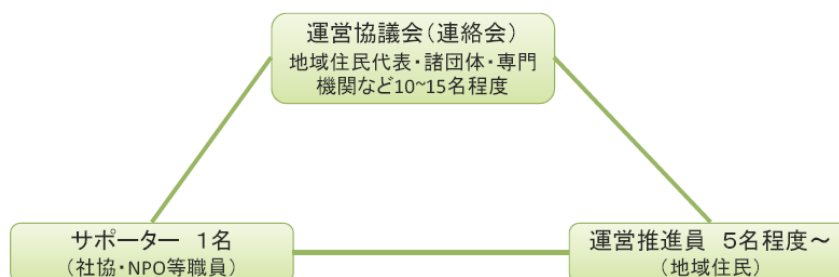
地域支え合いセンターは以下の4つの機能を持ち、自由に集まれるたまり場、住民同士の見守り、生活相談、サロン、食事会などを入口として、孤立や生活不活発病防止活動と仕事づくり、さらにまちづくりを行うセンターものとしている。

- ①住民が自由に集まり、困りごとを表明することができる「たまり場」
- ②住民が役割を担うことによる相互の「支え合いの場」
- ③住民の暮らしの復興に向けて、「仕事・雇用を作り出す場」
- ④住民の生活復興、まちの復興に向けて学び合い、まちづくりに「参加する場」

■地域支え合いセンターの運営

地域支え合いセンターは、市町村を設置主体とし、住民参加による「地域支え合いセンター運営協議会（連絡会）」が運営するとしている。実際の活動は「サポーター」と「運営推進員」が連携を図りながら、住民のパーソナルサポートや、コミュニティ形成の支援を行うとしている。

地域支え合いセンターの運営主体とスタッフ



2. 具体的な事例

- ・仙台市では平成23年6月から、仮設住宅で暮らす人を支援する「安心見守り協働事業」を行っている。NPOで構成する市内の一般社団法人パーソナルサポートセンターに業務を委託している。緊急雇用創出事業を活用し、被災者を「絆支援員」として雇用する。「絆支援員」は、地域団体や関係機関と連携を図りながら、コミュニティ活動支援を行いながら、暮らしのサポートを実施している。
- ・石巻市ではNPO法人コミュニティライフサポートセンターに委託し、開成公園にある仮設のグループホームに、既存の制度では対応できないが困っている人、サポートを必要とする人が入居したり、居場所にできるような場を整備している。